

### 3.5 インチロケット弾の補助導線（青色）の切除について（通達）

昭和 39 年 9 月 21 日  
陸幕武第 402 号

改正 平成 10 年 3 月 26 日陸幕武化第 172 号平成 19 年 3 月 28 日陸幕法第 61 号  
平成 30 年 3 月 14 日陸幕法第 104 号

陸 上 総 隊 司 令 官  
各 方 面 総 監  
各 部 隊 長 殿  
各 機 関 の 長

陸上幕僚長の命により  
総務課長

（例規 95）

3.5 インチロケット弾の補助導線（青色）の切除について（通達）  
標記について、ロケット弾発射筒 3.5 インチ改 4 で射撃する場合、ロケット弾の補助導線（青色）は不要となるので、導線の飛散防止のため下記のとおり処置されたい。

#### 記

- 1 補助導線切除対象弾薬  
訓練用等として射撃する弾薬のみとする。
  - 2 実施要領
    - （1） 切除担当部隊  
各補給処及び使用部隊
    - （2） 切除の時期等
      - ア 補給処からの出荷時、導通試験の際あわせて実施する。
      - イ すでに訓練用等として部隊に補給したものは、巡回整備の際、又は別紙要領により射撃部隊で実施する。
    - （3） 切除箇所  
補助導線（青色）の切除箇所はターミナルになるべく近い部分とする。
  - 3 その他
    - （1） 39 年度以降調達する弾薬は、補助導線（青色）は取りつけていない。
    - （2） この作業により補助導線（青色）の飛散は防止できるが、緑、赤導線の飛散を防止できるものでないから関連文書による注意事項を守って射撃すること。
- 関連文書：（1）36.3.4 陸幕発武第 147 号  
「ロケット弾の射撃上の注意に関する通達」  
（2）36.6.23 陸幕発武第 406 号  
「3.5 インチロケット弾射撃用防護マスクの使用に関する通達」

添付書類：別紙

陸幕武第 402 号 別紙

### 補助導線（青色）切断要領

#### 1 作業要領

- (1) 射撃部隊で実施する切断作業は、弾薬集積所から離れた場所を選び幹部指導のもとに実施し安全を第一とする。
- (2) 導線はノズル内面に粘着テープで固定されている螺旋状の補助導線（青色）を引き出す。
- (3) 補助導線を引き出す際、必要以上に導線を強く引いたり、ねじったりしてはならない。また、短絡クリップは作業中取りはずしてはならない。
- (4) 引き出した補助導線はペンチ等を使用しノズル膨脹部後端に近い部分を切断すること。（付図参照）
- (5) 切断は、ナイフ等を使用して無理に切ったり、ねじ切ったりしてはならない。

3.3 インテロクト弾翼部要図

